

丁令に關する魏略西戎傳の記事について

護 雅 夫

一

三國志魏志^{卷三}烏桓・鮮卑・東夷傳傳末に附した裴注所引の魏略西戎傳中に、呼得・堅昆・丁令などの諸族について、その方位・里程・産物などを一括して記述した一條がある。いま、その箇所を引用すると左の如くである。なほ、引用は殿版二十四史本に據つたが、通典・太平寰宇記その他の記載との相異を註記した。また、ローマ字は、筆者が便宜上附したものである。

〔衍字^ア〕

魏略曰西戎傳曰、〔中路〕(A)呼得國在葱嶺北・烏孫西北・康居東北、勝兵萬餘人、隨畜牧、出好馬、有貂。堅昆國在康居西北、勝兵三萬人、隨畜牧、亦多貂、有好馬。丁令國在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、出名鼠皮・白毘子・青毘子皮。(B)此上三國、堅昆中央、俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里、(C)西南去康居界三千里、西去康居王治八千里。(D)或以爲此丁令即匈奴北丁令也、而北丁令在烏孫西、似其種別也。(E)又匈奴北、有渾窳國、有屈射國、有丁令國、有隔昆國、有新黎國、明北海之南、自復有丁令、此非烏孫之西丁令也。(F)烏孫長老言、北丁令有馬脛國、其人音聲似鷹鷲、從膝以上身頭人也、膝以下生毛、馬脛馬蹄、不騎馬而走疾馬、其爲人勇健敢戰也。

〔下略〕

従來、魏略西戎傳のこの一條に基いて、堅昆・丁令、はては匈奴の位置の考定を試みた學者は、決して少くはない。³³しかし、管見の及ぶ限り、その大部分は、この記事に何の批判をも加へることなく、これを正しいものとして鵜呑みにしてそのまゝ信じ、その上、ここに記述された事實を曹魏の時代、特に三世紀中葉のそれとして、頭から信じてかゝつてをられるやうである。³⁴中には、そこから極めて重大な結論を引き出してゐるものもある。³⁵しかしそれは、性急な、あまりに性急な議論であつて、我々はその前に、その據つて立つ史料について、さらに慎重な本文批判を行つておく必要があらうと思ふ。

以下は、そのうち、特に「丁令」に關する記事に對して試みた、さゝやかな本文批判の一部に過ぎず、いはゆる「北丁令」「西丁令」、及び「呼得」「堅昆」などに關する記事については、紙數の關係上、すべて別稿に譲らざるを得なかつた。併せ閱讀していただければ幸である。

二

先づ、上掲史料(E)に、「渾蠡國」「屈射國」「丁令國」「隔昆國」「新黎國」なる諸族が見えるけれども、我々はこれらをすでに、史記卷一匈奴列傳・前漢書卷九十四上匈奴傳上に於て知つてゐる。すなはち、紀元前三世紀末に行はれた、匈奴の冒頓單于によるモンゴリア高原諸族の統一をのべて、史記匈奴列傳は「〔匈奴〕後北服渾庾・屈射・丁靈・隔昆・薪犂之國」といひ、漢書匈奴傳は「〔匈奴〕後北服渾蠡・屈射・丁零・隔昆・龍・新犂之國」といふ。ここで、(E)とこれら史記・漢書の記事とを比較してみると、先づつぎのことがわかる。

(一)西戎傳(E)には、史記に於けると同じく「龍」字が見えないが、漢書にはあらはれてゐる。この點では、西戎傳は漢書よりむしろ史記に近い。

(C) 西戎傳「E」では、その「渾窳」「隔昆」の字面が漢書のそれと全く同一である。この點では、西戎傳は史記よりむしろ漢書に近い。

ところで私は、漢書の「龍」の字は、すでに王念孫が注記し、メンヒエンヘルフェン (Maenchen-Helfen, O.) が従つてゐるやうに、この箇所の前文に見える「龍城」の「龍」字が誤り入つた衍字であらうと考へる。³⁷ さうだとすると、西戎傳(E)の、「又匈奴北、有渾窳國、有屈射國、有丁令國、有隔昆國、有新黎國」といふ記事は、この「龍」字が誤り入る前の漢書匈奴傳の記事に基いたものか、それとも、史記匈奴列傳の所傳に従つて「龍」字を除いた五種族のみ擧げ、「渾窳」「隔昆」の字面だけを漢書匈奴傳のそれに合はせたものか、何れかであらう。³⁸

かう見てくると、この記事にすぐ續く「明北海之南、自復有丁令」といふ文は、つぎのやうな經過で成立したものと思はれる。すなはち(1)匈奴が北海の南にゐたといふのは周知の事實であつたらうから、その匈奴が「北のかた、服せしめた」、つまり北進して征服した五種族の一たる丁令とは、これまた「北海之南」にゐたものでなければならぬ、といふ論理に基き、さらに、(2)前漢書^{卷五}蘇「武」傳に見える、「北海上無人處」に徙された蘇武の牛羊を、丁令が盗んだといふ記事から當然考へられる、「丁令は北海の南にゐた」といふ事實をも參酌したものではないだらうか。⁴⁰

以上、最終的な斷定は困難であるが、何れにしても、(E)の記事が、史記・前漢書の記事に基き、前漢代、それも主として紀元前三世紀末の形勢をのべたものであること、このことだけは間違ひのない事實である。

三

つぎに西戎傳は、(A)に於て、「呼得國」「堅昆國」「丁令國」の三種族を列擧して、その方位・兵數・生業・産物な

どをのべたあとで、(B)「此上三國、堅昆中央、俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里」と續けてゐるが、我々は、これら三種族が列擧された例を、すでに前漢書に於て知つてゐる。すなはち、周知のやうに、その卷九十四匈奴傳下に、呼韓邪單于と不和になつた郅支單于が西走して烏孫を撃つたあとのこととして、「因北擊烏揭、烏揭降、發其兵、西破堅昆、北降丁令、并三國、數遣兵擊烏孫、常勝之」とあり、同じく前漢書卷七陳湯傳には、この事實を簡單に、「郅支由是遂西破呼揭・堅昆・丁令、兼三國而都之」とのべてゐる。これら二史料中の、「烏揭」「呼揭」は、また別の箇所史記匈奴漢書上では、「呼揭」とも寫される種族で、上掲西戎傳(A)の冒頭に見える「呼得」は、この「呼揭(≡呼揭≡烏揭)」の譌と考へてよいであらう。然りとすれば、(B)に、「此上三國」、つまり呼得(偁)國・堅昆國・丁令國のうち、「堅昆が中央に位する」といふのは、別に新しい史料に基いたものではなく、恐らくは、郅支が西走して、呼揭↓堅昆↓丁令の順に撃破・征服したといふ、上掲匈奴傳下や陳湯傳の敘述を全く形式的に受けとつて、堅昆を呼偁と丁令との中央に在るものと考へて記述したものであらう。今のところ私は、「此上三國、堅昆中央」といふ記事は、このやうにしてきたものと考へるのである。

つぎに(B)はさらに續けて、「俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里」といふ。この敘述を字義通り受けとれば、「此上三國」、つまり呼得(偁)・堅昆・丁令の三國が「俱に」單于庭の所在地安習水から七千里、車師六國の北方五千里の地點に在つたといふことになる。しかし、何れも相當の廣がり有したに相違ない呼得(偁)・堅昆・丁令の三種族を一からげにして、その所在地を記述する如き書き方は些か疑はしい。その上、車師六國からの距離を擧げる際には、「南去車師六國五千里」といつてその方位を明示してゐるに拘らず、單于庭からの距離を記述するに當つては方位を示さず、「俱」としかいつてゐない。つまり、この「俱」の字は何らか方位をあらはす語の譌に相違ない。かうした疑問を抱きつつ

前漢書匈奴傳_下を見ると、そこには、先に引用した、郵支の西走に關する記事にすぐ續けて、「堅昆、東去單于庭七千里、南去車師五千里、郵支留都之」とある。(B)の敘述とこの記事とを比べるならば、誰しも、これらが同一事實をのべたものなることを知るであらう。⁴¹然りとすれば、(B)の「俱」の字は、メンヒエンヘルフェンの指摘する通り「東」の字の譌であり、この、單于庭の西方七千里、車師の北方五千里の地點に存在すると考へられてゐたものは、「此上三國」すべてではなく、堅昆だけなのである。しかもこの記載が、郵支の西走して堅昆の地を本據とした時、つまり、紀元前一世紀中葉に關するものであることは、ここに改めていふまでもあるまい。

さらに(B)には、「匈奴單于庭」を「安習水」として表現してゐる。ところで、後漢書_{卷一百一十九}南匈奴傳は、章和元年

(87 A. D.)に、北匈奴が南匈奴・丁令・鮮卑の攻撃をうけたことをのべて、「遯逃速去、依安侯河西」と表現し、同じく後

漢書_{卷五十五}魯恭傳は同一事實をのべたかれの語を引いて、「今匈奴爲鮮卑所殺、遠臧於史侯河西」といひ、さらに同じく後漢

書_{卷五十三}竇「憲」傳所收の、班固の燕然山銘には、「遂踰涿邪、跨安侯」とある。上の魯恭傳の「史侯河」は、南匈奴傳の

「安侯河」の譌であり、この「安侯河」は、上掲燕然山銘や、またここには擧げなかつたが前漢書匈奴傳_上に、「安侯」と

あるものと同じく、何れもオルホン (Orkhon) 河を指すものである。⁴⁴そして私は、上に引いた(B)に、「匈奴單于庭」の

所在地としてのべられてゐる「安習水」とは、「安侯河」つまりオルホン河のことであらうと思ふ。⁴⁵

このやうに考へてくると、(B)の「此上三國、堅昆中央、俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里」といふ

記事の成りたちに関し、先づ以て、つぎの可能性を一應想定しよう。

(1) 魏略西戎傳の問題の部分は、前漢書匈奴傳_下や陳湯傳の、郵支單于が西走して堅昆の地に本據をおいたことをのべた條が據つた、いはばより根本的な史料に基いた、或ひはそれをさらに詳しく引用したものである。もしさうだとすると、この

西戎傳の記載は、匈奴傳^下や陳湯傳のそれよりも、さらに詳細な知識を提供するもので、これによれば、當時、つまり紀元前一世紀中葉に於ける單于庭は、安習水（＝安侯河＝オルホン河）に在つた、といふことにならう。

しかしさらに考へると、前にもものべたやうに、「此上三國、堅昆中央」といふのが、根本史料に直接基いた記述といふよりはむしろ、鄧支單于の、呼偁・堅昆・丁令の征服に關する記事から想定した編者の意見であるとする、つぎの可能性の方がより大きいかも知れない。

(2) 魏略西戎傳の問題の部分は、前漢書匈奴傳下の、鄧支單于の西走を敘述した記事を殆どそのまま引用し、それに編者の意見を加へたものである。かれが匈奴傳に大體據りつつも、「單于庭」を「匈奴單于庭安習水」と改めたのは、北匈奴單于の本據が一時オルホン河畔に在つたといふ、後漢書南匈奴傳や魯恭傳などに見える知識に基いてゐる。もしさうだとすると、この記事は、紀元前一世紀中葉の事實と、紀元後一世紀後半のそれとを、一箇所に併せ敘述した、極めて不正確なものといへるであらう。

我々は(B)に關し、今のところこれ以上の斷定は下せない⁴⁵。しかし何れにせよ、この記事が基本的には、鄧支が西走して堅昆の地に本據をかまへた頃、つまり紀元前一世紀中葉の、しかも堅昆の位置をのべたものであること、このことだけは疑ふべからざる事實といはねばならない。史記匈奴列傳の「丁靈」に注した索隱には「魏略云、丁靈在康居北、去匈奴庭接習水八千里⁴⁷」とあつて、(B)の一部を恰も「丁靈(令)」に關する記述の如く考へ、王日蔚も同意見であるが、何れも、(B)記事に對する批判の不足からする謬見といはざるをえない。

と、かう一應は考へられるのであるが、(B)をこのやうに、堅昆に關する方位・里程記事だとして、萬事が無理なく解釋できるか。遺憾ながら否である。すなはち、(B)は先づ以て(A)と整合しないのである。

(4) 先づ(B)には、「堅昆中央」とあるけれども、(A)には「呼得國在葱嶺北・烏孫西北・康居東北、……」。堅昆國在康居西北……。丁令國在康居北……」といふ。つまり、(A)は(A)としてそれなりに、事の當否は別として、一つの構成をもつた一系の記事であり、それによる限り、呼得國・丁令國・堅昆國は、この順に、「康居東北」・「康居北」・「康居西北」に、すなはち、康居の北方に東から西へ並んでゐるのである。どう見ても、(B)のいふやうに「堅昆が中央」とは考へられないのではないか。これ、第一の疑問である。

(4) つぎに、(A)によれば、上に見たやうに、「堅昆國は康居の西北に在る」。ところが(B)を堅昆についての記事だとすると、その「堅昆は、車師つまり恐らくはトゥルファン(Turfan)盆地の北方に在る」ことになつて、ここでも(B)は(A)と整合しない。いふまでもなく、トゥルファン盆地は康居つまりシルダリア(Syr Darya)以北のキルギス草原⁴⁹から見て東方にあたるからである。これ、第二の疑問である。

要するに我々は、それぞれそれなりに一つの構成を有する二つの記事、(A)と(B)とは、互ひに矛盾・對立するものなることを知るのである。この疑問はどう解決するか。

しかし、機は、まだこれに答へるまでには熟してゐない。我々は、この疑問は暫く措いて、つぎにすゝまねばならない。

四

裴注所引の魏略西戎傳は、この(B)にすぐ續けて、(C)「西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」といふ。前節で考へたやうに、これに先立つ(B)が「此上三國」すべてについていつたものではなく、堅昆のみに關してのべたものだとすると、この(C)もまた、本文のままに讀み下す限り、堅昆についての方位・里程記事でなければならぬのである。

しかし私は、ここまでの段階に於ては、さう断定し去ることに、大きな危惧を感ずる。といふのはほかでもない。ここでも、つぎの、少くとも二つのことに氣づくからである。

(ウ)魏略西戎傳は、(A)に於て、前にも屢々指摘したやうに、「堅昆國在康居西北」と表現してゐる。すなはち、事の當否はともかく、編者の考へとしては、堅昆は康居の西北に、從つて、康居は堅昆の東南に在つた筈である。その同じ編者が、そのすぐ下で、その同じ堅昆の位置を示すのに、(C)「西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」と斷言するとは思へないではないか。つまり我々は、(A)の敘述に從ふ限り、(C)の方位・里程記事は堅昆以外の種族に關するものと考へざるを得ないのである。つぎに、

(四)この(C)にすぐ續く(D)には、「或以爲此丁令即匈奴北丁令也……」といひ、それ以下、ほかならぬ丁令についての説明を施してゐる。もつとも、すでにのべた(E)には「渾毓」「屈射」「隔昆」「新黎」についての敘述もあるが、それらが、「匈奴北」「北海之南」に「丁令」の居住することをのべるための引合ひに出されたものに過ぎぬことは、自ら明かな事實である。すなはち、(D)・(E)は、恰もそれに先立つ記事が丁令についての敘述であるかの如き書き方をしてゐる。といふのが言ひ過ぎなら、少くとも、(D)・(E)の前に來る敘述(C)は、丁令についてのものであつた方が、前後の續き具合としては遙かに妥當である。

これら(ウ)・(四)二つの疑ひを抱いて、先づ考へ合はされるのは、つぎの史料である。すなはち、太平御覽卷七百九十六四夷部七百七西戎五の條に、「後魏書曰、丁令在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、依處土出貂鼠皮、獐子皮、西南去康居界二千里」と、また冊府元龜卷九百五十八外臣部國邑二の條に、「丁令在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、依處西南去康居五千里」とある。そしてこの「西南去康居界二千里」、また「西南去康居五千里」といふ敘述が、裴注所引魏略西戎傳(C)の「西南去康居界三千里」

といふ記事にあたるものであることは、ここに改めていふまでもあるまい。つまり、太平御覽所引のいはゆる「後魏書」、及び冊府元龜には、魏略西戎傳の(B)がなく、その(C)の前半にあたる敘述が、(A)に相當する記事に直接連續せしめられてゐる。すなはち、これら「後魏書」・冊府元龜の所傳によれば、(C)「西南去康居界三千里^{〔二二五?〕}」といふのは、豎昆ならぬ丁令に關する敘述でなくてはならなくなる。

ところで、メンビェンヘルフェンは、夙にこの「後魏書」の記事に注目し、この「後魏書」からの引用文(a citation from the Hou Wei shu)の方が「遙かにすぐれてゐる(that is much better)」といつたあとで、この記事と魏略西戎傳の丁令に關する敘述〔前掲の(A)の後半・(B)・(C)〕とを簡單に比較し、結局、いはゆる「後魏書」の記載に從つて、(C)「西南去康居界三千里^{〔二二?〕}」を丁令についての方位・里程記事と見なし、これによつて、丁令の位置を考定してゐるのである。⁵⁰

しかし、さう斷定するためには、かれの行つた比較は餘りに簡單で、決して充分とはいひ難い。何よりも先づかれは、いはゆる「後魏書」なるものの性格について、何の考察をも加へてゐないからである。管見の及ぶ限り、現行本(後)魏書西域傳にはさやうな記事はないから、或ひはこれは、魏收の手に成つたいはゆる原本(後)魏書西域傳の逸文ではないか、とも疑はれはする。しかし、もしそれが本當に(後)魏書の記事だとしても、それが中心として扱つた筈の北魏時代から遙か隔つた當面の時代に對するその記事が、どうして、魏略のそれより「遙かにすぐれてゐる」のであらうか。かくして私は、上の太平御覽所傳の丁令に關する記事を、メンビェンヘルフェンのやうに、顔面通り「後魏書」のものを受けとつてそのまま信用し、その方が「遙かにすぐれてゐる」と斷定し去ることに、大きなひつかりを感じるのである。

その上また、この(C)「西南去康居界三千里^{〔二二?〕}」〔西去康居王治八千里〕を、いはゆる「後魏書」がのべ、メンビェン

ヘルフェンの従つてゐるやうに、丁令についての記述だとすると、つぎの困難をどう乗越えるか。

(例)裴注所引魏略西戎傳は、(A)に於て、「丁令國在康居北」といつてゐる。つまり、これまた事の當否はともかく、編者の考へとしては、丁令は康居の北に、従つて康居は丁令の南に在つたのである。その同じ編者が、そのすぐ下で、その同じ丁令の位置を示すのに、「西南去康居界三千里」^{〔二〇〕}、また、「西去康居王治八千里」——いはゆる「後魏書」の記載から當然豫想されるやうに、これまた丁令に關する記事だとすれば——と斷言するとは、頗る怪しむべきことではないか。

我々はこの(C)に關し、どう考へたらよいか。上の(イ)・(ロ)の疑問に答へようとするれば、(例)の困難に突當り、(例)の困難を乗越えようとするれば、(イ)・(ロ)の疑問を抱かざるを得ないのである。

五

この問題を解決するため我々は先づ、太平御覽所引のいはゆる「後魏書」の正體を一應つきとめておく必要を感じる。⁵²

さて、その太平御覽には、上にも引用したやうに、「後魏書曰、丁令在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、依處土出貂鼠皮、獐子皮、西南去康居界二千里」と記したあとにすぐ續けて、「又曰、丁令北有馬腦國、其人音聲似鴈鶩、從膝以上至頭人也、膝已下生毛、馬腦馬蹄、走疾於馬、勇健敢戰」といふ。ここに、「後魏書曰……、又曰……」とある以上、この敘述を額面通り受けとる限り、この「馬腦國」の記事も「後魏書」のものでなくてはならない。つぎに私は、(イ)この「馬腦國」、(ロ)上に傍點を附した丁令の産物——これら二點を手がかりとして、いはゆる「後魏書」なるものについて、一應考へておきたい。

先づ、上の「馬腦國」の記事に類する敘述を、諸史料から引用すると以下の如くである。

(イ) 有釘靈之國、其民從膝已下有毛、馬蹄善走(山海經海內經第八)

(ロ) 「後魏書」又曰、丁令北有馬腦國、其人音聲似鷹鷲、從膝以上至頭人也、膝已下生毛、馬腦馬蹄、走疾於馬、勇健敢戰

(太平御覽四夷部西戎)

(ウ) 烏孫長老言、北丁令有馬腦國、其人聲音似鷹鷲、從膝以上身至頭人也、膝以下生毛、馬腦馬蹄、不騎馬而走疾於馬、勇

健敢戰(通典卷一百九十三邊防九西戎五)

(エ) 烏孫長老言、北丁令有馬脛國、其人音聲似鷹鷲、從膝以上身頭人也、膝以下生毛、馬脛馬蹄、不騎馬而走疾馬、其爲人

勇健敢戰也(裴注所引魏略西戎傳、前掲(F))

(オ) 魏略曰、北丁零有馬脛國、聲似鷹鷲、從膝脛以下生馬蹄、走疾於馬(太平御覽卷三百三十三人事部十脛)

これらのうち、(イ) 太平御覽所引「後魏書」、(ロ) 通典、(ウ) 裴注所引魏略西戎傳、(エ) 太平御覽所引魏略の記事は大同小異であるが、強ひて相異を求めるならば、それは、(イ)・(ロ)には「馬腦國」とあり、(ウ)・(エ)には「馬脛國」とある點であらう。従つて「腦」「脛」兩字の相異にのみ關していへば、(イ)「後魏書」は、(ウ)裴注所引魏略西戎傳・(エ)太平御覽所引魏略より、むしろ(ロ)通典に近いといへるであらう。ところが、(イ)通典の同條、つまり、この「馬腦國」を扱つた條に敘述された「短人」の記事が、裴注所引魏略西戎傳のそれよりは、さらに原本に近い魏略の形を残してゐることについては、ほぼ確かな證據がある。さうだとすると、ただ「腦」字についてだけいふと、その(イ)通典により、近い(イ)「後魏書」も、いはば原本魏略の形を比較的残してゐる、と考へてよいのかも知れない。しかし、翻つて考へるに、極めてまぎれ易い「腦」「脛」兩字の相異のみを以て、版本の新旧を辨ずる基準となし得るや否やは、大きな疑問である。その上また、意味上から考へるならば、「馬腦」より「馬脛」の方が却つて原義に近いともいへるのである。かれこれ考へ合はすならば、ただ一つここでいへること、

それは、(一)「馬腦國」についてのべたいはゆる「後魏書」は、(二)・(三)・(四)と同じく、魏略系統の史料にほかならぬといふ、何の變哲もない唯一事ではないだらうか。⁵⁴そして(一)山海經の記事と、その(二)・(三)・(四)魏略系統の史料との關係について私は、今のところ、兩者は「恐らく共通のある資料によつたものであらう」といふ、榎教授の推定——もつともそれは、別の記事に關してのべられたものではあるが——に従つておきたい。

このやうにして私は、この「馬腦國」の記事についていふ限り、太平御覽所引のいはゆる「後魏書」は、要するに魏略系統の史料にほかならず、これだけでは、メンヒエン—ヘルフェンのいふやうに、裴注所引魏略西戎傳より、「遙かにすぐれてゐる」とは、必ずしも斷言できぬと思ふ。

つぎに、そのいはゆる「後魏書」は、丁令の産物を、「貂鼠皮・獐子皮」として擧げてゐるに對し、裴注所引魏略西戎傳はそれを、「名鼠皮・白毘子・青毘子皮」と表現してゐる。ではこの「後魏書」の記載は、魏略のそれより「遙かにすぐれてゐる」か、どうか。

さて、先づ太平御覽^{卷九百}獸部^{十二}貂の條には「說文曰、貂鼠屬也、大而黃黑色、出丁零國、藝文類聚^{卷九}獸部下^{十五}貂の條には「說文曰、貂鼠屬也、而大黃黑、出丁零國」と見えてをり、說文解字注には「貂鼠屬、大而黃黑、出胡丁零國」とある。すなはち、丁令(靈・零)の産物として、後漢時代の中國人には、「貂」が知られてゐたのである。そして、それは恐らく、主として商人、それも毛皮商人の報道を通じて得られた知識であつたらうと思はれる。⁵⁵さうだとすれば、裴注所引魏略西戎傳に、丁令の産物として擧げた「名鼠皮」の「名」の字は、「後魏書」にいふ「貂鼠皮」の「貂」の字の旁「召」の字の譌ではないかと疑はれる。この疑ひが正しいとすると、この點に關する限り、いはゆる「後魏書」の所傳の方が魏略のそれより、より古い形を残してゐるといへるかも知れない。その上、同じく太平御覽獸部^四獐の條には「說文曰、獐鼠出

丁令胡、以作裘」とあり、説文解字注には、「鼯鼯鼠、出丁零胡、皮可作裘」といふ。そして、この「丁令(零)に獬(鼯)鼠を出し、その皮で裘を作る」といふ、後漢時代の中國人の知識をそのまま傳へたのが、いはゆる「後魏書」の、「丁令に……獬子皮を出す」といふ表現であつて、事ここに至れば、「白毘子・青毘子皮」といふいひ方をする魏略より「後魏書」の方が「遙かにすぐれてゐる」といへるのではないかと考へられるかも知れない。

しかし、再び翻つて思ふに、その同じ太平御覽獸部^{四十}獬の條には、ほかならぬ魏略を引用して、「魏略曰、丁靈國出青獬子・白獬子皮」とのべてゐる。すなはち、太平御覽編者の見た魏略には、我々の今日見る裴注所引魏略のやうに「毘」字によつてではなく、「後魏書」の字に類する「獬」字によつて表現されてゐたらしいのである。さうだとすると、裴注所引魏略西戎傳に「名鼠皮」とある「名」の字も、もともと「貂」とあつたものかも知れない。このやうに考へてくると、「後魏書」が單に、「貂鼠皮・獬子皮」といつてゐるのは、もともと「貂鼠皮・白獬子・青獬子皮」とあつた記事を、省略して引用したものではないかと、思はれるのである。

以上私は、先づ、太平御覽に「後魏書」又曰……として引用された「馬腦國」に關する記載から考へると、そのいはゆる「後魏書」は、とにかく、魏略系統の史料と思はれることを指摘し、續いて、その「後魏書」に、丁令の産物として述べられた「貂鼠皮・獬子皮」といふのは、魏略に「貂鼠皮・白獬子・青獬子皮」とあつた記事を省略して引用したものと考えられることをいつた。

もしさうだとすると、私は、いはゆる「後魏書」の性格について、つぎの可能性が想定されると思ふ。すなはち先づ、

(1)この「後魏書」は、いはゆる原本(後)魏書西域傳の逸文ではなからうか。と、一應考へるわけはかうである。すなはち、榎教授によれば、原本(後)魏書の「西域傳の編纂に當つての基本的資料となつたのは」「董琬等の報告で」あるが、

かれらが、史記・前漢書などとともに、裴松之注本三國志、或ひは魏略の西域關係の記事を利用する際、問題の箇所を省略して引用し、それが原本（後）魏書に採り入れられたのではないか、つまり、太平御覽所引のいはゆる「後魏書」の丁令に關する記事は、董琬等によつて省略引用された魏略西戎傳の記事ではないか、とも思はれるからである。しかし、さらに考へるに丁令についての問題の記事を、「後魏書」のものとして傳へるのは、管見の及ぶ限り、太平御覽の例の一條のみであり、單文孤證、ただこれだけで上のやうな推定を下すのは、些か心許ない。まして、この「丁令」については全く言及してゐない。「現行（後）魏書」の西域傳がほぼ原本の體裁を保つてゐること、⁶⁰榎教授の考證の通りだとすればなほさらである。従つて私は、この(1)のやうな迂遠にして、根據薄弱な推定よりも、もつと直截に、

(2)その極めて疑はしい「後魏書」といふのは、ほかならぬ「魏略」の譌ではないか、と考へる。一般に、太平御覽の引用書目名に誤りの間々あることは、⁶¹すでに知られてゐるところであらうからでもある。つまり私は、このいはゆる「後魏書」の丁令に關する記載は、(1)で考へたやうに董琬等によつてではなく、太平御覽の編者によつて、引用された魏略西戎傳の記事であると思ふのである。

さて、裴注所引魏略西戎傳には、前にも引用したやうに、「丁令國在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、出名鼠皮・白毘子・青毘子皮、此上三國、堅昆中央、俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里、西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」とある。そして、通典卷一百九十三邊防九西戎五の丁令の條もこれとほぼ同文であり、また、さきにも引用したやうに、史記匈奴列傳の「丁靈」に注した索隱に、「魏略云、丁靈在康居北、去匈奴庭接習水七千里」とあるのによると、魏略の記載は、丁令に關する限り、⁶²すでに唐代に於て、我々の今日見る裴注所引のものと、大體同文であつたことを知るのである。そして、上にも推定したやうに、太平御覽所引のいはゆる「後魏書」が「魏略」の譌であるとする、その記事、つまり「丁

令在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、依處土出貂鼠皮・獐子皮、西南去康居界二千里」といふのは、今日我々の見る裴注所引魏略西戎傳の上掲記事と大して逕庭のなかつたであらう魏略の記載を、省略引用した、いはば不完全なものではないか、と思ふのである。一般に、太平御覽の引用に省略の多いこと、これまた人の知るところであらうからである。⁶⁸

私は以上のやうな考察の結果、メンヒエンヘルフェンとは逆に、裴注所引魏略西戎傳の記載の方が、少くともいはゆる「後魏書」のそれよりは「すぐれてゐる」と思ふ。従つて、(C)「西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」といふのは、かれの考へるやうに、丁令に關する方位・里程記事ではなく、(B)と同じく、堅昆についてのそれであると見なすものである。

かくて私は、「(B)」「^{〔東〕}俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里、(C)西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」といふのは、何れも、堅昆に關する記事だと思ふ。さう考へると、四節で掲げた疑問句は先づ以て解消する。つまり、「康居北」に在ると考へられてゐたものは「丁令」なのであり、「西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」の地點に在るとされてゐたものは「堅昆」であるからである。そして、堅昆が、(B)匈奴單于庭の西方に、また車師つまり恐らくはトゥルファン盆地の北方に、在つたとすれば、それはまた(C)康居つまりシルダリア以北のキルギス草原から見て東北方に、また東方にあたることは、方位的にはほぼ妥當な敘述として受けいられるであらう。つまり「(B)↓(C)」の記述は、ただそれだけとして見るならば、それなりに首尾一貫したものととして、すなはち、一つの構成をもつたものとして、ほぼ矛盾なく解釋できるであらう。ここで、(C)記事がどのやうな經過をへて成立したか、またそれがどんな史料に基いてゐるのか、これらを示す記事は今のところ見あたらない。しかしもし、上に見たやうに、「(B)↓(C)」が首尾一貫した一聯の記事であるとすると、この(C)も(B)と同じ頃の、つまり紀元前一世紀中葉頃の、鄯支單于がモンゴリア

から堅昆をへて康居へ西走した頃の形勢をのべた、何か未知の史料に據つたものとするのが、少くとも今のところ妥當であらう。⁶⁴

六

しかしそれならば、三節で掲げた二つの困難①と②、四節で提出した二つの疑問③と④とは、どう乗越え、どう解決するか。すなはち、もう一度簡單に見ておくと、

①先づ(A)は(A)だけとして見るならば、それなりに首尾一貫した敘述で、それによれば、呼得國・丁令國・堅昆國は、この順に、康居の北方に、東から西へ並んでゐたことになる。ところが(B)は、その「康居西北」に在つた筈の「堅昆が中央」であるとしてゐる。

②つぎに、同じく(A)によれば「康居西北」に在つた筈の「堅昆」を、(B)は、その「康居」の東方の「車師」の北方に、つまり要するに、「康居東北」においてゐる。

すなはち先づ、①・②二點に於て(B)は(A)と整合しない。つぎに、

③我々の見たやうに(C)「西南去康居界三千里、西去康居王治八千里」といふのが堅昆に関する敘述だとすると、それは、(A)「堅昆國在康居西北」といふ記事と眞向から對立するものである。すなはちこの點に於て、(C)は(A)と整合しない。さきに見たやうに「(B)↓(C)」が首尾一貫した記事で、そのうち(B)が①・②二點に於て(A)と整合しないとすれば、(C)についても同斷なること、蓋しいふまでもあるまい。

④また(D)の「或以爲此丁令即匈奴北丁令也、……」及びそれ以下は、何れも丁令、並びに丁令に關する限りに於ける

他の諸族、についての説明であつて、これら(D)以下に先立つ記事(C)が、同じく丁令についての敘述の如き書き方をしてゐる。すなはちこの點に於て、(C)は(D)以下とも餘り整合的ではない。

つまり要するに、それなりに首尾一貫した一聯の記事「(B)↓(C)」は、これまたそれなりに首尾一貫した一聯の敘述(A)と完全に對立し、(D)以下と相應しないのである。この問題はどうか考へたらよいのか。かくて想起されるのは、先づ(B)の「此上三國、堅昆中央」といふのは、郵支單于の三國征服に關する敘述から想定した編者の意見らしいこと、同じく(B)の「俱去匈奴單于庭安習水七千里、南去車師六國五千里」といふのは、その郵支の西走を敘述した前漢書匈奴傳の記事をそのまま引用し、それに編者の意見を加へたものか、それとも、その郵支西走の記事が據つた史料に基き、またそれをより詳しく引用したものか、何れかであること、そして(C)も、これが(B)と切離して考へられぬものである限り、同じく郵支がモンゴリアから堅昆をへて康居へ西走した頃の形勢を傳へた、何か未知の史料に據つたものと考へられること——これらの諸事實である。すなはち、「(B)↓(C)」については、ともかくこれが、紀元前一世紀中葉におこつた、郵支單于の西走に關する前漢書匈奴傳・陳湯傳の記事、乃至はその據つた史料に基いてゐること、このことだけはいひ得る。つまり「(B)↓(C)」は、郵支の西走についての、一聯の關係記事なのである。ところがつぎに、(A)にのべられた、「丁令國に貂鼠皮・白獐子・青獐子皮を出す」といふのは、説文に類似の敘述のあることからわかるやうに、遅くも後漢時代の中國人に、恐らくは毛皮商人を通じて知られた知識であつたらしいのである。否、註(56)でのべたやうに、この「丁令國」についてのみならず、「呼得國」「堅昆國」に關しても、要するに(A)史料は全體として、大體に於て商人、しかも毛皮を主に扱ふ商人からの傳聞に基いてゐるものの如くである。すなはち、(A)には、「呼得國」「堅昆國」「丁令國」について、その産物、中でも好馬・貂皮・獐鼠皮の類が強調されてゐるからでもある。さうだとすると、(A)

は(A)なりに、同じ系統の史料に基いた敘述なのである。つまり要するに、「(B)↓(C)」はそれだけで一つに纏つた史料に據り、(A)は(A)として、それだけで纏つた一聯の報道に基き、しかもそれらの史料・報道は相互に系統を全く異にしてゐるのである。さきに④・⑤・⑥の三箇條にわたつて指摘したやうに、「(B)↓(C)」の敘述と(A)の記事とが、全然融和の餘地なき、完全に對立したものであるのは、一にこのためであらう。

では、魏略の編者魚豢は、これら系統・由來を全く異にする史料・報道に據りながら、それらに何の整理をも加へることなく、全く矛盾・對立せるままに、雜然と並列せしめたに過ぎぬのであらうか。我々の今日見得る裴注所引魏略西戎傳や、通典・太平寰宇記その他に引かれた關係記事の體裁をそのまま信じ、漫然と眺める限り、さう考へるより仕方がなからう。しかし私は、ここで、もう一度さきの疑問④・⑤・⑥・⑦を想起する。すなはち「(B)↓(C)」は、一方では(A)と對立・矛盾する④・⑤・⑥と同時に、他方では(D)以下とも餘り整合的ではなかつた⑦(⑧)。つまり要するに「(B)↓(C)」だけが、全體の敘述からされてゐるのである。逆にいふなら、一見雜然と未整理のままに並べられたかに見えるけれども、仔細に考へると、全體の敘述と矛盾・對立し、整合しないのは、實は、前漢代の形勢をのべた「(B)↓(C)」だけなのである。これは一體、何を意味してゐるのか。これを解く鍵は、さきの疑問⑧だと思ふ。つまり、(D)及びそれ以下が、丁令についての、またその丁令に關する限りに於ける他の諸族についての、敘述であることから考へると、この(D)にすぐ先立つ記事は、ほかならぬ丁令に關するものであつた方が、前後の續き具合としては、より妥當ではないか。かう考へてくると、この(D)「或以爲此丁令即匈奴北丁令也……」といふ記事は、本來、或ひは本文としては、(A)の「丁令國在康居北、勝兵六萬人、隨畜牧、出名鼠皮・白毘子・青毘子皮」といふ敘述に直接接續するものではなかつたか、そして「(B)↓(C)」は、本來、この(A)を説明するいはば注として、或ひは、その(A)のうち堅昆に關する別傳

として、前漢書匈奴傳・陳湯傳、乃至その據つた史料から引用し、またそれらを適宜按排したものではなかつたか、と思はれるのである。つまり、(A)は(A)として、また「(B)↓(C)」は「(B)↓(C)」として、それなりに一貫性・統一性をもちながら、相互には全く對立・矛盾する、異つた事實を傳へてをり、しかも、その「(B)↓(C)」にすぐつづく(D)以下が、丁令、すなはち(A)の「丁令國」に關する記事であるとすれば、(A)↓(D)は本來直接連續した敘述であつたにも拘らず、「(B)↓(C)」が注として、或ひは別傳として、その間に挿入されたもの——魚豢自身によつてか、或ひは、かれを餘り遠く隔たらざる時期の後人によつてか、それは今わからないが——と考へた方が、より妥當ではないか、と思ふ。そして、その注乃至別傳「(B)↓(C)」が、ほどなく、本文の中へ組み入れられてしまつたため混亂を來し、元來、堅昆についての敘述であつた筈の(B)「〔東〕俱去匈奴單于庭安習水七千里」といふ記事が、古くは司馬貞、新しくは王日蔚などによつて、また同じく堅昆の方位・里程記事たる(C)「西南去康居界三千里」なる敘述が、太平御覽の編者によつて、何れも丁令に關する記述のやうに誤解され、また引用されるに至つたのではないか、と思はれるのである。「(B)↓(C)」だけが本筋からそれた、つまり(A)とも、(D)以下とも對立・矛盾し、整合しない敘述であるのは、實にこのためではないだらうか。少くとも、さう考へた方が、裴注所引魏略西戎傳の丁令に關する條を、混亂だとか、未整理だとかいつて片づけ去るよりは、妥當だと思ふ。

魏略西戎傳の丁令に關する記事の本文批判は以上で盡きるわけではない。特に、いはゆる「北丁令」「西丁令」、及び「呼得」「堅昆」「丁令」の方位・兵數・生業・産物を一括してのべた(A)について、考へねばならぬ點もあり、それを考へてこそはじめて、「丁令に關する魏略西戎傳の記事について」の考察は、一應、完結するのであるが、紙數の關係もあり、ここで擱筆する。⁶⁵

(1) 太平御覽^{卷七十八}人事部^九短絶域人の條、及び太平寰宇記^{卷八十一}四夷十戎二跡^二鞞國の條には、ともに「魏略西域傳」、また世說新語^{卷二}文學第四に對する注には、裴注と同じく「魏略西戎傳」とある。ここでは「一應」西戎傳」として扱つておく。

(2) 私は曾て、丁令の、主として居住地域・人種などに關し、「南シベリアイエニセイ河流域の原住民——ソ連學界の通説について——」（「北海道大學北方文化研究報告」十一輯、昭和三十一年三月）に於てのべたことがある。そしてその際、丁令をユーロツペオイド種と考へる、チェブラウホーフ・キセリヨフ・アルツィホフスキイなどの説を批判しておいたのであるが、この「丁令——ユーロツペオイド説」は、その淵源するところ極めて古く、十九世紀末の Grun-Grimallo, G. E., *Opisanie putešestvija v zapadnyj Kitaj*, T. II (S. Peterburg, 1899), s. 256 以下に在ることを知つた。些か記して補足しておく。また、問題の丁令を中心として扱つた論文として、王日蔚「丁零民族史」（「史學集刊」二〔一九三六・十〕）、Maenchen-Helfen, O., *The Ting-ling* (HJAS, Vol. 4, N. 1 [1939]) とを最近見るを得たが、何れも不十分の感を免れない。王日蔚の論文は姑く措くも、メンヒェンヘルフエンが、前漢書^{卷九十四}匈奴傳下の、郵支單于の西走に關する記事、「〔郵支〕勒兵逢擊烏孫破之、因北擊烏揭、烏揭降、發其兵、西破堅昆、北降丁令、并三國、數遣兵擊烏孫、常勝之」の一文のみに基いて、烏

丁令に關する魏略西戎傳の記事について 護

揭・堅昆・丁令の關係位置を決定し、特に、丁令の本據を、ミンヌク (Minsinsk) の北方クラスノヤルスク (Krasnoyarsk) 附近に求めてゐるのには納得できない (ibid., p. 80)。前掲拙稿でものべたやうに、「この曖昧な史料一つによつて、烏揭・堅昆・丁令の關係位置を推定するのは危険極まりなしといはざるをえない」からである (一六四頁)。

(3) 裴注所引魏略西戎傳には、以下に引用する箇所以外でも、丁令に觸れてゐるが、ここでは直接關係がないので、それについてはのべない。

(4) 通典^{卷十三}邊防九四戎五「文獻通考^{卷三十九}四裔考六・通志^{卷九十六}四夷傳三」に、後述する如く、これとほぼ同文が載せられてゐるが、それには、これら「國」字が見えない。

(5) 通典「文獻通考・通志」・太平寰宇記^{卷八十五}四夷十四戎六所載のほぼ同文には、ここに、「魏時聞焉」或ひは「魏時通焉」とあるが、これは、後でものべるやうに、これらが魏略に據り、しかもその魏略の記事を、魏代に於ける形勢の敘述と考へたからにはかななるまい。

(6) これを、通典「文獻通考・通志」は「亦多貂」に、太平寰宇記は「亦有名貂」に、それぞれつくる。また、太平御覽^{卷九十六}四夷部七西戎五呼得の條に引用された通典には、この「出好馬、有貂」を、「出名馬、多貂鼠」につくる。

(7) 通典「文獻通考・通志」はこれを「康居西」につくる。
(8) 同上書はこれを「勝兵二萬人」につくる。

- (9) これを、同上書は「隨水草畜牧、多貂」に、太平寰宇記は「隨水草畜馬、多貂」に、それぞれつくる。
- (10) 通志には、「馬」字の下に「也」字がある。
- (11) 通典「文獻通考・通志」はこれを「白子・青昆子皮」につくる。
- (12) 文獻通考はこれを「安息水」につくる。
- (13) 太平寰宇記はこれを「車師國」につくる。
- (14) 通典「文獻通考・通志」はこれを「二千里」につくる。
- (15) 通典・太平寰宇記はこれを「康居王理」に、通志は「康居王治所」につくる。
- (16) 通志はこの「即」字を「則」字につくる。
- (17) 通典「文獻通考・通志」はこの「北丁令」を「此丁令」につくる。内田吟風博士は、こを裴注所引魏略西戎傳に従ひ、しかも自らの見解を加へて、「匈奴」北丁令在烏孫西」として引用してをられるが（「匈奴史研究」〔大阪、昭和二八〕一六一頁）、これは、すでに王日蔚も疑つてゐるやうに（前掲論文、八六・一〇三頁）、……而此丁令在烏孫西」の方が正しい。詳しくは拙稿「いはゆる『北丁令』『西丁令』について」（未發表）でのべた。なほ本稿註（66）参照。
- (18) 王日蔚は、この「烏孫西」を「烏孫北」として引用してゐるが、その基くところを知らない（前掲論文、八六・一〇三頁）。
- (19) 太平寰宇記はこれを「是其別種也」につくる。
- (20) 通典「文獻通考・通志」・太平寰宇記はこれを「有屈射國、有隔昆國、有新黎（釋曰文獻通考）國」につくり、「有渾窳國」「有丁令國」を脱落せしめてゐる。
- (21) 通典はこれを「自北之南、又復有丁令」に、文獻通考は「明北之南、自復有丁令」に、そして通志は「明此之南、自復有丁令」に、それぞれつくる。
- (22) 通典「文獻通考・通志」はこれを「非烏孫西丁令也」に、百衲本及び汲古閣本三國志・太平寰宇記は「非此烏孫之西丁令也」に、それぞれつくる。
- (23) 通典「文獻通考・通志」はこれを「馬腦國」につくる。
- (24) 同上書はこれを「聲音」につくる。
- (25) 通典「文獻通考」はこれを「從膝以上身至頭人也」に、通志は「從膝以上至頭人也」につくる。
- (26) 文獻通考には、「膝」字がない。
- (27) 太平寰宇記は「以」字を「巳」字につくる。
- (28) 通典はこれを、註（23）に應じて「馬腦」につくる。通志には「馬經」二字が脱落し、代つて「而」字が加へられてゐる。
- (29) 太平寰宇記には、この「不騎馬」三字が脱落してゐる。
- (30) 通典「文獻通考・通志」はこれを「走疾於馬」に、太平寰宇記は「走疾于馬」に、それぞれつくる。
- (31) 通典「文獻通考・通志」・太平寰宇記には「其爲人」三字がない。
- (32) 同上書には「也」字がない。
- (33) 例へば、Hirth, F., Nachworte zur Inschrift des

Tonjukuk (Radloff, W., Die alttürkischen Inschriften der Mongolei, Zweite Folge [S. Peterburg, 1898] S. 41), De Groot, Die Hunnen der vorchristlichen Zeit (Berlin und Leipzig, 1921) S. 62, 王日蔚前掲論文、内田博士前掲書、その他。

(34) 註(5)でのべたやうに、通典その他が、「呼得」「豎昆」「令」の下に、「魏時聞焉」、「魏時通焉」などと書き加へたのは、魏略西戎傳の記載を、魏代の事實に關するものと考へたからであらう。

(35) ここに一例として、内田博士の説を掲げる。すなはち博士は「北匈奴のキルギス移住」を論じて、つぎのやうにのべられた。「北匈奴が東部西域を引き払つて移動し來つた地方は、最初より康居本土即ちシルダリア北岸地方 Chinkend・Turkestan 地方であつたとは考えられない。それは三國の魏の景元年間頃 (ca. 260 A. D.) の實際知識を大部分の資料として編纂せられたと信すべき魚豨の魏略西戎伝(三國志所引)に、『康居本國無増損也』と明記してある康居の状態からも、また同じく『匈奴』北丁令在烏孫西(本文引用史料の一節に註)とある匈奴・丁令・烏孫三者の地理的位置から推しても、北匈奴が最初移住し來つた所は康居本土ではなく、その北方の外辺たるキルギス曠野北部、すなわち郵支單于も管て其の地を一時の足溜りとした豎昆(キルギス)國の北方であつたと考えられる」と(前掲書一六一頁)。内田博士が、魏略西戎傳の據つた資料の大部分は、「景元年間

丁令に關する魏略西戎傳の記事について 護

頃の實際知識」であると考へられたのは、張鵬「魏略輯本」の序、及びそれに附載せられた「補三國魏志魚豨傳」の記事から推定されたものの如くであるけれども、この魏略の編纂年代・それが對象とせる時期などについては、いろいろ問題もあつて、一概にそれと斷せられぬ(Chavannes, E., Les pays d'occident d'après le Wei Ho [Tr. P. Série II, Vol. VI, N. 5] pp. 3-4, Hirth, F., China and the Roman Orient [Shanghai and Hongkong, 1885] p. 14, 那珂通世「那珂通世遺書」〔東京、大正四〕二九九頁、白鳥庫吉「大秦國及び拂菻國に就きて」〔西域史研究(下)〕〔東京、昭和十九〕一七五頁)、同「大秦傳より見たる西域の地理」〔同上書四八九、四九五—四九六、五二八頁)、同「拂菻問題の新解釋」〔同上書五三四—五三五頁)、伊藤徳男「魏略の制作年代に就いて」〔「歴史學研究」四—一(昭和十)〕。しかし、何れにせよ、魏略の記事が「三國の魏の景元年間」にまで及んでゐることは確かである。確かではあるが、しかし、そのことと、魏略西戎傳、特にその「匈奴・丁令・烏孫三者の地理的位置」を示す記事、つまり、本文に引用せる部分が、「三國の魏の景元年間頃の實際知識を大部分の資料として」成立したものであるか、どうか、さらに絞つていふなら、前掲史料中の「匈奴」が、「東部西域を引き払つて移動」したのちの「北匈奴」を指すものであるか、どうか、とは、自ら別問題であらう。

(36) 拙稿「いはゆる『北丁令』『西丁令』について」(未發表)。

- (37) Maenchen-Helfen, op. cit., p. 78, n. 9.
- (38) いはゆる逸周書王會篇には史記の「新黎」、漢書の「新羗」、魏略の「新黎」、また恐らくは史記^{卷十七}李斯列傳の「織離」にあたると思はれる「熾羗」にならんで、「其龍」なる種族名が見える。この「其龍」は、或ひは漢書匈奴傳の「龍」にあたるものか、とも疑はれるが、いはゆる逸周書の史料の價値に問題があるの^レ、^レは姑く措く(Haloun, G., Zur Ue-tsi-Frage [ZDMG, 91 (1937)] S. 297, Ann. 4, 5. なお小川琢治博士は、この「其龍」を、漢書地理志の「雉鹿」にあててをられるが、今これには従はない。「北支那の先秦蠻族」。「支那歴史地理研究續編」(京都、昭和四)「五一—五三頁」。また、漢書の「龍」字を、王日蔚は上の「隔昆」に附けて「隔昆龍」と^レ、^レはホロトは下の「新羗」とともに「龍新羗」と、それぞれ讀んでゐる(王日蔚前掲論文八三頁、De Groot, op. cit., S. 62)。
- (39) シャヴァンヌは史記に基いたものと見てゐるが(Chavannes, op. cit., p. 45, n. 1)、『本文』のべたやうに、斷定は不可能であらう。
- (40) 王日蔚は、この西戎傳の「明北海之南、自復有丁令」の記事を引用して、これは、匈奴が敗れて、丁令が南遷したときの形勢をのべたものであるといつてゐるが(前掲論文一〇三頁)、これはかれが、この魏略の記述を、三國時代の形勢についてのものと、無批判に信じたためであつて、我々の採り得ざるところである。また、太平御覽^{卷三十三}地部^下地下には、「淮南子曰……北方之極、自九澤、窮夏海之極、北至令止之俗^{令止之俗}……」とあり、また、後漢書^{卷一百零二}孔融傳に對する章懷太子注には、「山海經曰、北海之内、有丁零之國」といふ。筆者所見の山海經には、この記事は檢し得なかつたが、何れにせよ、これらの敘述が、前漢時代の知識に基いてゐることは、ほぼ誤りないであらう。なほ、(E)の記事中、「此非烏孫之西丁令也」の敘述については、拙稿「いはゆる『北丁令』『西丁令』について」に於てのべるので、ここでは觸れない。
- (41) このことは夙に、シャヴァンヌによつて指摘されてゐる(Chavannes, op. cit., p. 44, n. 2)。
- (42) Maenchen-Helfen, op. cit., p. 81.
- (43) この堅昆に關する方位・里程記事の成立經過については、前掲拙稿「南シベリアイェニセイ河流域の原住民」一六四—一六八頁でのべた。
- (44) 白鳥庫吉「烏孫に就いての考」(『西域史研究』)〔東京、昭和十六〕四七頁、上掲拙稿一五七頁、De Groot, op. cit., S. 61. また最近では、内田吟風「『單子』の稱號と『匈奴單于庭』の位置に就て」(『東方學』十二輯〔昭和三一・六〕二二—二三頁)。
- (45) 「安習水」について、呂思勉はこれをイルトゥイシユ(Irtys)河にあて、王日蔚は、比定困難であるといつてゐるが(前掲論文)、何れも、この(B)記事に對する批判の不足からする謬見・困難である。

(46) 内田博士は最近、この(B)記事について、「恐らく當時の旅行者隊商等」の報道を、「兩書(前掲漢書匈奴傳及後漢書西域傳)が採録したものであろう」(二編論文)といひ、本文にのべた可能性のうち、(1)をとつてをられる。

(47) 資治通鑑卷三十一漢紀三武帝天漢元年三月の條の胡注に、「魏略曰、丁靈在康居北、去匈奴延接習水七千里」とあるのは、恐らく素隱に據つたものであらう。

(48) 前掲論文一〇三頁。

(49) デホロトは、中國記錄の「康居はサマルカンド・タシケケント」帯に擴がつてゐたといひ(De Groot, op. cit., S. 62)つまり、その本據をソグディアナに求め、そこから議論を展開してゐるが、康居がソグディアナでないことは、白鳥博士の考證によつて明かなところである。その點、Haloun がそれを「ソグディアナではなく、チュール・タラス河、シルダリア中流域」に求め(Haloun, op. cit., S. 252, Ann. 3)「メンエーン・ヘルフェンがそれに従ひ(Maenchel-Helfen, op. cit., p. 81)」、また、紀庸が同じく康居に注して、「今日のシル河の北方、ソウエト聯邦カザフ共和国の地」といつてゐる(「漢代對匈奴的防禦戰爭」〔上海、一九五五〕三二頁)のは、ほぼ正しいけれども、何れも、その基くところを示してゐない。

(50) Maenchel-Helfen, op. cit., p. 81.

(51) メンエーン・ヘルフェンは、この「西去康居王治八千里」は、「註釋(a gloss)にちがひない」と斷言し、それ以下も「あ

丁令に關する魏略西戎傳の記事について 跋

とから附け加へられたもの(a later addition)」といつてゐるが、その根據は何一つ示してゐない(ibid.)。

(52) 冊府元龜の記事は、その文面から見て、太平御覽にいはゆる「後魏書」のそれを省略引用したものと思はれるから、ここでは、その「後魏書」だけを問題にする。

(53) 通典卷九十三邊防九西戎五には、本文で引いた「馬腦國」の記事にすぐ續けて、「短人魏時聞焉、在康居西北、男女皆長三尺、人衆甚多、去奄蔡諸國甚遠、康居長老傳聞、嘗有商旅行北方迷惑失道而到斯國中甚多、真珠夜光明月珠、見者不知名此國、號言以意商度此國去康居、可萬餘里」といひ、それに對する原注として、突厥本末記の「短人國」に關する記事を引き、最後に、「按此亦在西北、即魏略云短人國是也」と結んでゐる。これによつても、通典の「短人」についての敘述が、魏略に基いてゐることは明かである。だからこそ、「魏時聞焉」と記したのであらう。しかるに、裴注所引魏略西戎傳の、この「短人國」の條には、上に傍點を附した三十四字が見えない。これは、通典が後からこの三十四字を附加したといふよりはむしろ、裴注所引魏略が、前後の「商」字に惑はされて、脱落せしめたものと見るべきであらう。さうだとすれば、通典の據つた魏略西戎傳短人の條は、裴注所引のものより、さらに原本に近い形をのこしてゐるといつてよいであらう。なお、太平御覽卷七十八人事部九短絶域人の條には、「魏略西域傳曰、……」として、通典の記事よりは稍簡略だが、裴注所引の敘述よりは稍詳細な記述を、また同書

卷七四表部七西戎五には、「通典曰……」として、上に引用せる通典の記事に近い記述を、それぞれ残してゐる。太平御覽の編者の見るを得たであらう魏略西域(戎)傳——ただしそれが、魏略の原本を、直接見たか、どうか、今の私には不明であるが(註(57)参照)——も、短人國に關する限り、裴注所引のものよりは、原形に近かつたといへるかも知れない。

(54) だし、本文でも引用したやうに、同じ太平御覽に「後魏書曰……」として引用された記事と、「魏略曰……」としてのべられてゐるそれとの間には、前者には「丁令北」「馬腦國」とあり、後者には「北丁零」「馬腦國」という如く、その字面だけから見ても相異してゐることから考へて、一口に魏略系統といつても、その基くところを異にしてゐたであらうことが察せられるが、詳しいことは今の私には不明である。

(55) 榎一雄「魏書粟特國傳と匈奴・フン同族問題」(『東洋學報』三七、四、昭和三〇・三)二四頁、四五頁、註二五)、同「シベリアと匈奴(一)」(『史學雜誌』六四一六、昭和三〇・六)三頁)。ただし、Haloun・王日蔚は、山海經が魏略に據つたと考へ(Haloun, op. cit., S. 207, 王日蔚前掲論文、八七頁)、白鳥博士は、その逆を考へてをられるらしい(『大秦傳に現はれたる支那思想』(『西域史研究(下)』三二九頁))。

(56) 後文でも觸れ、別稿でものべるやうに、この「丁令國」についてのみならず、「呼得國」「堅昆國」に關しても、つまり、(A)史料は全體として、主に毛皮を扱ふ商人からの傳聞に基

てゐると思ふ。と推定する理由はかうである。すなはち(A)には、「呼得國」「堅昆國」「丁令國」について、それぞれ、先づそれらの方位・兵數をのべたあとで、「隨畜牧、出好馬、有貂」「隨畜牧、亦多貂、有好馬」「隨畜牧、出名鼠皮・白毘子・青毘子皮」といひ、その好馬・毛皮の産を強調してゐる。このことは、この敘述の基となつた知識をもたらししたもの、これら好馬・毛皮類に特に興味と關心とをもつもの、つまり商人、それも主に毛皮商人であつたことを推定せしめるものではないか。曾て白鳥博士は、この(A)記事にすぐ先行してのべられてゐる「柳國」「巖國」「奄蔡國」などについての知識は、「主としてSiberiaやUral地方の貂皮の類を購入することを目的とした「東西の商客」から得られたものと指摘された(『拂菻問題の新解釋』(『西域史研究(下)』六二八—六四四頁))。大秦傳より見たる西域の地理」(同上書四七九—四八三頁))。恐らくこの指摘は正しいのであつて、それにすぐ續く問題の三國「呼得國」「堅昆國」「丁令國」についても、同様に考へてよいと思ふ。もつとも、かういつても私は、(A)に、「康居の西北」に在つたといふ堅昆國の所在を、「柳國」「巖國」「奄蔡國」と全く同じやうに、ヴォルガ河流域、ウラル山中、つまり當時の中國人の知識の及んだ極北西に求めるといふわけでは全くない。これについては、前掲別稿「いはゆる『北丁令』『西丁令』について」でのべた。さて、思ふに、武帝の治世以後、後漢・三國時代にかけて、「西域賈胡」、或ひは單に「賈胡」・

「商胡」などとよばれたトルキスタンのイラーン商人が多數中國に來り、或ひは移住した——特に、いはゆる河西廻廊地帯に——ことは、前漢書^{卷九十五}西域傳上 罽賓國條・後漢書^{卷五十三}竇融傳・^{卷五十四}馬援傳・^{卷六}孔奮傳・^{卷六}梁冀傳・^{卷八}李恂傳、或ひはまた同じく後漢書^{卷八}西域傳末の論贊、さらには魏志^{卷六}倉慈傳・^{卷十四}崔林傳などによつて察せられる。勿論かれらの多くは、トルキスタンから直接來たのであらうが、中には、モンゴリアの匈奴領——前漢・後漢時代には——を経て來たものもあつたらしいことは、後漢書^{卷九}南匈奴列傳に、「建武二十八年、北匈奴」又求率西域諸國胡客、與俱獻見」とあるによつてもわかる。問題の、匈奴の北方乃至北西方の諸國に關する敘述は、これら、モンゴリア經由で來た商人の報道に基いてゐるのではなからうか。なほ詳しくは、別稿參照。

(57) 橋本増吉博士は、「宋史藝文志の正史類には魏に關するものとしては、ただ陳壽三國志六十五卷^{裴松之注}一部を見るだけで、魏略はもはや散佚してゐたものと思はれる」ことを理由として、「太平御覽に魏略の本文が直接引かるべきはずは、當然ない」といつてをられる（「東洋史上より見たる日本上古史研究」〔東京、昭和三一〕二〇頁）。私は、さう斷定するには、些か根據薄弱で、むしろ、「この書（魏略）は宋初にもなほ存したらしく、太平御覽・太平寰宇記などにも引用せられて居る」といふ藤田豐八博士の説（「佛教傳來に關する魏略の本文につきて」〔東西交涉史の研究西域篇〕（東京、昭和十八）三九六頁）に従う

丁令に關する魏略西域傳の記事について 護

べきか、と思ふけれども、ここでは一應、太平御覽編者が、直接魏略原本から引用したか、否かは、斷定せざるままに残しておきたい（註（53）參照）。

(58) 復一雄「魏書粟特國傳と匈奴・フン同族問題」十一頁。

(59) 同上論文四二頁。

(60) 同上論文二三頁。

(61) 太平御覽四夷部についていふ限り「後魏書」と「後漢書」との誤りが最も多いやうである。しかし、「魏書」^{（王述）}とあるべきものが、恐らく誤つて「後魏書」と書かれてゐる例がある（太平御覽^{卷四}天部^四霜の條に、「後魏書曰……」として、鮮卑の檀石槐の誕生に關する感情說話を敘述してゐる。そして同じく太平御覽^{卷三}人事部^一孕の條には、「范曄後漢書曰……」として、同類の說話を引いてゐるので、前者「後魏書」は、後者「後漢書」の誤ではないか、と一應疑はれはする。しかし、仔細に検討すると、前者、いはゆる「後魏書」の文は、三國志魏志^{卷三}鮮卑傳の裴注に引かれた「魏書」^{（王述）}の記事に極めて近く、後者、「范曄後漢書」の記事は、後漢書^{卷三}鮮卑傳の本文に近いことを知る。さうだとすれば、太平御覽天部霜の條に引かれた、いはゆる「後魏書」は、「後漢書」のではなく、「魏書」の誤であらうと思はれる）のを見ると、「魏略」↓「魏書」↓「後魏書」と誤を重ねていつた可能性が一番大きいと思ふ。ただし、太平御覽^{卷九十七}四夷部^六西戎^六盤越の條には「魏書曰……」として、盤越國の敘述を行つてゐるが、この記事は、裴注

所引魏略西戎傳の、同國に關する敘述と、ただ二字を除いて全く同文である。従つて、ここにいはゆる「魏書」は、「魏略」の譌であるかも知れないが、また他方では、(1)「魏書(王統撰)」と「魏略」とが共通の或る史料に據つたといふ可能性、(2)「魏略」はまた「魏書」とも呼ばれたのではないか、という可能性も、全くないではない。ここで(2)の可能性を擧げるのは、藝文類聚卷三十五人事部貧の條には、ほかならぬ魏略とならべて「魚豢魏書」といふ書名が見えるからである。寡聞にして、魚豢撰するところの「魏書」の存在を知らないが、もし、上のやうな可能性があるとすれば、本文で問題とした、太平御覽のいはゆる「後魏書」とは、單に、「魏書」の譌にすぎぬか、とも思はれるが、一應ここでは、「魏略」の譌として論じておく。

(62) ただし「短人國」については、通典の文がより詳細なることはすでにのべた。

(63) 橋本博士も、「宋の陳振孫がいふやうに、太平御覽の内容が修文殿御覽・藝文類聚・文思博要等前代の類書よりの轉載に過ぎないもののあることは勿論、その所引の本文に對しても、取捨更改を敢てすることも珍しからざることで」あると論じてをられる(前掲書二二頁)。

(64) 前漢書卷九元帝紀の建昭四年春正月の條には、「以誅鄯支單于、告祠郊廟、赦天下、羣臣上壽、置酒、以其圖書、示後宮貴人」とあり、この圖書に注して服虔は、「討鄯支之圖書也、或曰單于土地山川之形書也」といふ。もしいはゆる「圖書」がさうした

ものだとすると、本文でのべた(C)史料、堅昆↓康居間の距離は、この堅昆から康居へと移つた鄯支を討つたとき得られた、何らかの記録に基いた敘述ではないか、と思はれるが、斷定はできない。

(65) 「本筋」といつても、魏略西戎傳の問題の箇所に於ける敘述の本筋であつて、その「本筋」つまり、「(A)↓(D)」の敘述が客觀的に正しいか、誤つてゐるか、とは無關係である。そのことについては、前掲別稿で觸れた。

(66) しかし、以上の中途半端な敘述だけによつても、魏略西戎傳の「匈奴・丁令・烏孫三者の地理的位置」を示す記事が、内田博士のいはれるやうに「三國の魏の景元年間頃の實際知識を大部分の資料として」成立したものでないことは、ほぼ明らかかと思ふ。すなはち、(A)は、遅くも後漢時代の中國人に、恐らくは毛皮商人の報道を通じて知られてゐた知識に基いたもの、(B)は、鄯支單于の三國征服についての敘述から想定し、その上、前漢書の記事を引用しつつ自らの意見を加へたものか、或ひはそれと共通の史料に據つたもの、(C)は、その鄯支西走に關する何らかの史料に基いたもの、要するに、「(B)↓(C)」は、紀元前一世紀中葉頃の堅昆の位置を敘述したものの、そして、(E)の前半は、これまた、紀元前三世紀末葉頃の形勢に關する史記匈奴列傳、或ひは前漢書匈奴傳などの記事を適宜接排したものに過ぎぬからである。そして、本稿ではのべなかつたが、私の考へるところによれば、(D)「或以爲此丁令

即匈奴北丁令也、而北丁令在烏孫西、似其種別也」、及び(E)の後半「明北海之南、自復有丁令、此非烏孫之西丁令也」といふのは、(A)に記載された事實と、前漢代の状態としてすでに明らかなる(E)の前半にのべられた如き事實とを比較した編者の意見なのであつて、別に新しい歴史事實を傳へたものとはいひ難いのである。特に、内田博士によつて、「匈奴」北丁令在烏孫西」として引用された(D)史料の「北丁令」は、註(17)でのべたやうに、通典「文獻通考・通志」の記載に従つて、「此丁令」に改むべきものであると思ふ。さう考へない

と意味が全く通じないからである。もしさうだとすると、博士が、この誤れる記事の上に、「匈奴」二字を加へて讀まれたことは、誤りの上にさらに誤りを附加したことになるのである。これらのことについては、すべて別稿に譲つたけれども、上來指摘したことだけでも、魏略西戎傳の問題の箇所にはゆる「匈奴」が、「東部西域を引き拂つて移動した」のちの「北匈奴」を指すものでないことは明らかかと思ふ。

——昭和二九・一二・一八稿——

——昭和三一・一二・一補稿——

追記

本稿を草してのち、松田壽男博士「古代天山の歴史地理學的研究」(東京、昭和三一)の中に、魏略西戎傳の當該箇所を問題にしてをられることを知つたけれども(三四—三五頁)、別に本稿の主旨に訂正を加へる必要を認めなかつたので、そのまま發表する次第である。

(東京大學助教授)